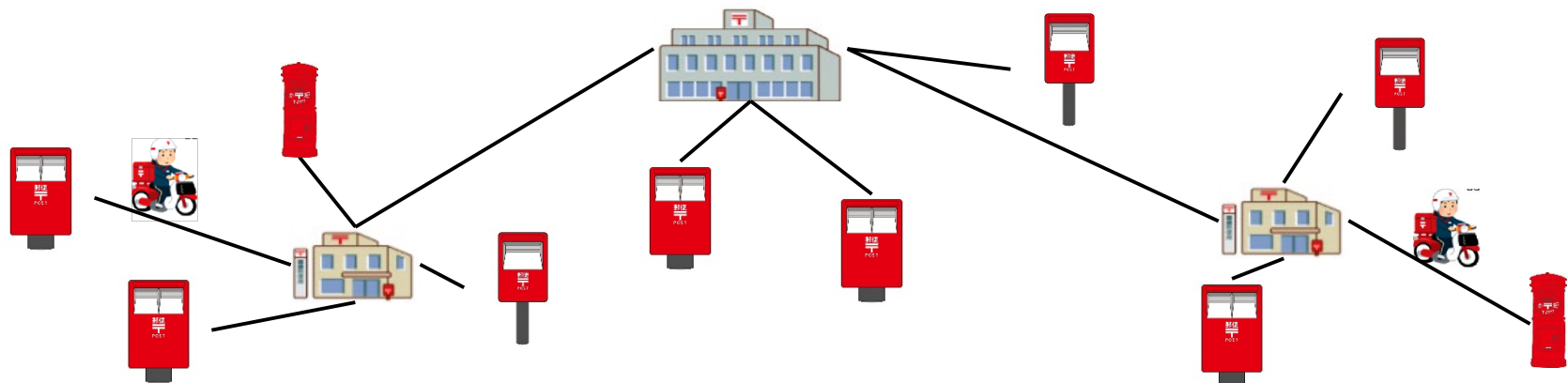


郵便局の地域貢献における 郵便差出箱(郵便ポスト)の役割について

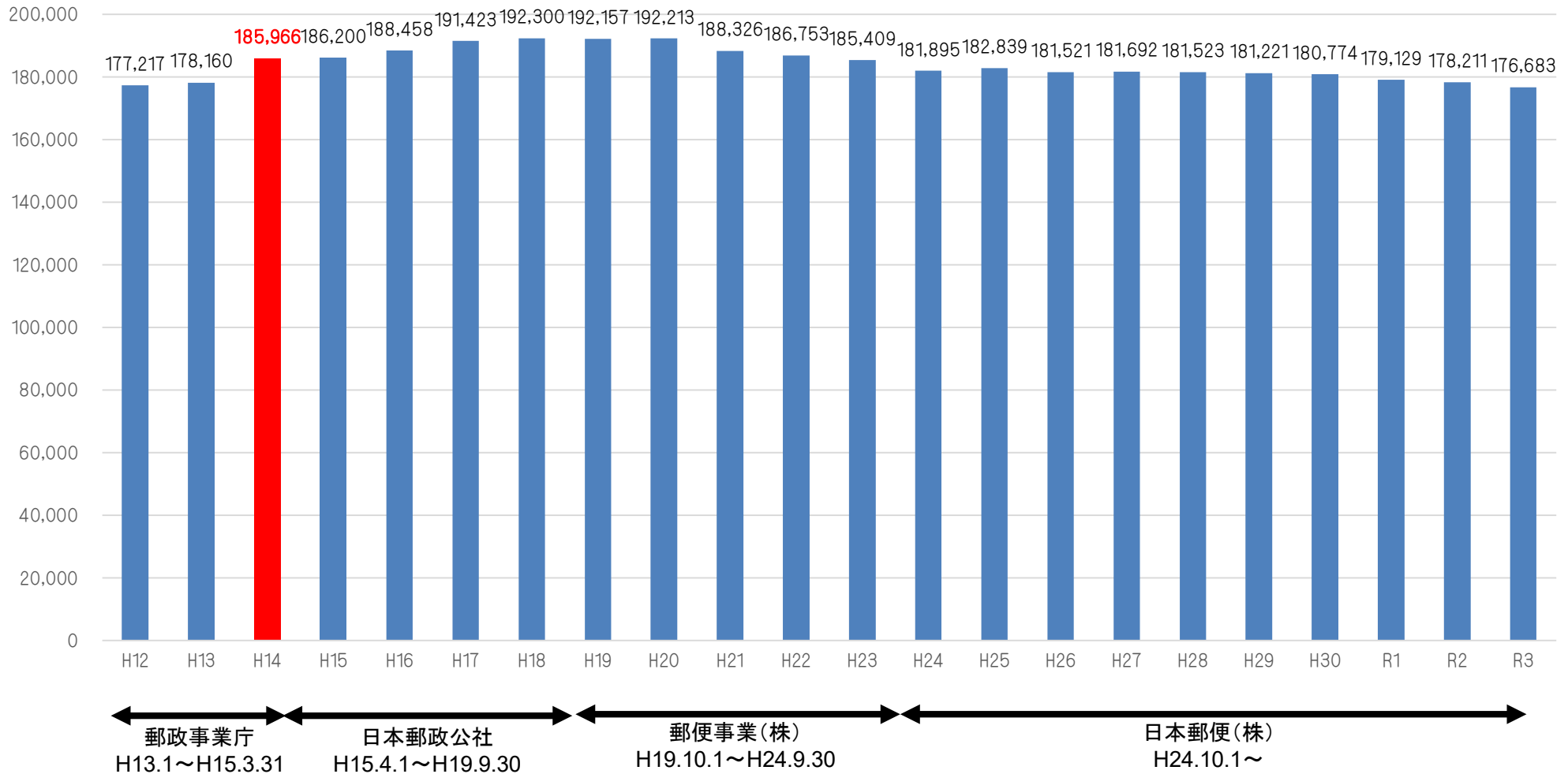
令和5年5月18日
総務省 郵政行政部

- 郵便に関するサービスの拠点としては、全国約2万4千の郵便局のほか、約18万本の郵便差出箱(以下、「郵便ポスト」という。)が存在。
(注)上記郵便ポスト本数には、郵便局の敷地内に設置されている本数を含む。
- 郵便ポストが全国に設置されていることにより、対面での引き受けを必要とする書留等の特殊取扱の郵便物を除き、全国のどの地域においても、24時間いつでも投函することにより郵便物を差し出すことができる環境が提供されている。
(郵便ポストに入る大きさの小型小包(ゆうパケット等)も投函可能)
- 郵便局と異なり無人であるため、郵便局員が行う地域貢献のサービスの拠点とは直接にはならないが、郵便サービスのために全国に数多く物理的に設置・管理されている拠点として、デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方に関する検討に際して、郵便局と合わせて郵便ポストの活用についても検討することが考えられるのではないか。



- 郵便ポストは、郵便サービスをあまねく全国に提供するに際して利用者から郵便物を引き受けるために必要なものと位置づけられており、郵便法においても「郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするもの」として総務省令において基準を定め、日本郵便が設置することとされている。
- 総務省令で定める基準においては、日本郵政公社発足時点(2002年度末)における全国の郵便ポストの本数を維持することを旨とし、
 - ・各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること
 - ・公道上や公道に面した場所などの常時利用可能な場所や、駅・小売店舗等の公衆が容易に出入りすることができる施設内で往来から目につきやすい場所に設置することといった、利用者からアクセスが容易な立地に設置することとされている。
- 郵政公社発足時点で約18.6万本、現時点(2021年度末時点)においても17.6万本あまりの郵便ポストが設置されている状況にある(毎年度末の設置数を日本郵便株式会社において公表しており、現在、2022年度末の設置数を集計中。)

郵便ポスト設置数の推移(年度末時点)



- 2万4千の郵便局に加えて、約18万本の郵便ポストの拠点を活用することで、今後、他の民間企業等によるサービス拠点が減少していく中、より一層地域に根ざした各種サービスの拠点としての重要性を増していくことも考えられる。
- 今後、郵便ポストそのものの地域貢献への有効活用方策についてもご議論いただきたい。

(参考)郵便ポストの始まり

新式郵便制度のスタートに先立ち、「書状集メ箱」あるいは「集信函」と呼ばれた郵便物を差し出すための箱(今日の郵便ポスト)が設置された。それは、新式郵便の開業を伝える特徴的な施設であった。その形は、目安箱からヒントを得て考案されたものと言われているが、そのことを明らかにする史料はない。(p11)

明治4年1月24日、東京－西京(京都)－大阪間に新式郵便を開業することが布告された。東京－京都間36時(72時間)、東京－大阪間を39時(78時間)で結び、東海道筋の各宿駅でも郵便を取扱うものである。

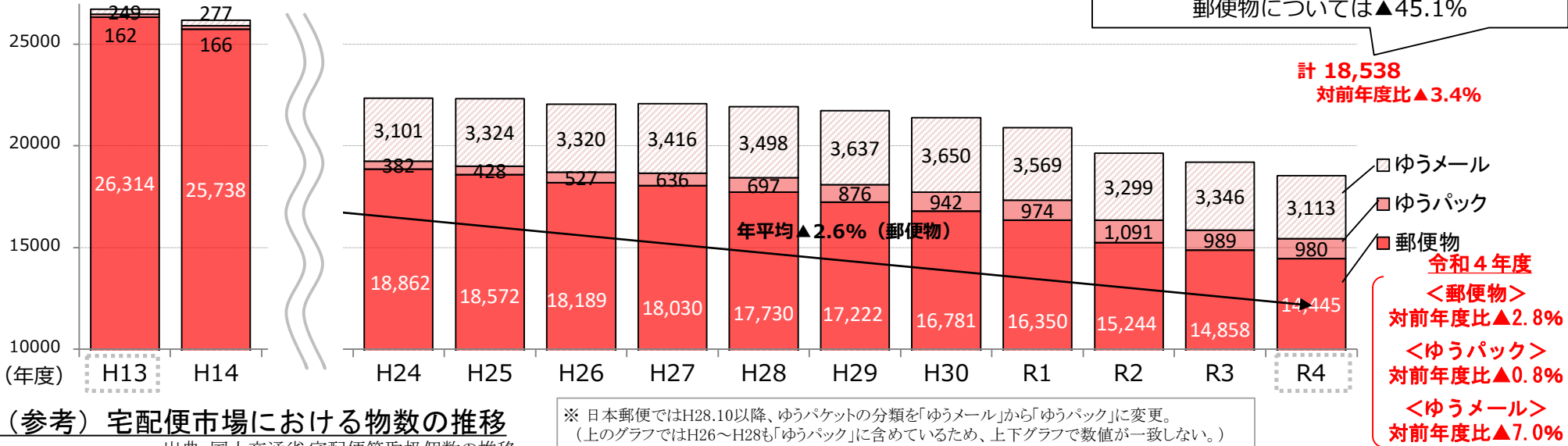
従来からの飛脚便に対して、信書を送達する制度が新式と呼ばれたのは、時刻を定め、「何様ノ天気」でも毎日出発すること、郵便役所のほかに郵便物をいつでも差出せる書状集メ箱(ポスト)を、町の要所に設置すること、切手を用いること、その切手が簡便に買い求められるようポストの近くに切手売捌所を設けることなど、これまでにない制度であったからである。そのため、郵便制度がいかなるものであるか、それを利用して郵便を差出すにはどうすればよいか、現在では誰でも知っている基本的な利用方法まで、こまかく周知する必要があった。創業の布告とともに、「書状ヲ出ス人ノ心得」や、当時の郵便料金が距離制であったことから「各地時間賃銭表」が布達された。(p70)

- 郵便ポストの設置については、公社化以降も総数としては概ね維持されているものの、各地域における実際の分布状況は、公社化後の約20年間の間に変動しているものと想定される。
- また、この間、郵便物数は大きく減少しており、郵便ポストの利用状況も変わってきているものと考えられ、利用実績の乏しい郵便ポストがある場合、収集コストも課題となりうる。
- 現在設置されている郵便ポストは、国営時代から長年にわたり設置されてきた郵便ポストを公社化に際して引き継ぎ、新設するケースや撤去するケースもあるものの、全体としては引き継いだものを概ねそのまま維持してきたものであり、現在の郵便ポストの設置基準も、本数については全体の本数のみ規律している。
- そのため、例えば、地域間で設置本数に大きなばらつきが生じていても、全体の本数が維持されていれば基準に適合していることになるが、地域貢献や各地域において郵便ポストへの利用者のアクセスを十分に確保するという観点からの基準としてはどのようなものが適切かについても、ご議論いただきたい。
- まず、次回会合においては、日本郵便株式会社から、昨年度(2022年度)末時点の郵便ポスト設置状況(地域別の数値を含む)及び郵便ポストの新設・撤去についての運用実態等について紹介いただく予定。

○ 令和4年度総引受物数（荷物含む）については、令和3年度比3.4%の減少となった。
 ○ 郵便の引受物数は、平成13年度をピークに毎年減少し、令和4年度はピーク時比45.1%の減少。

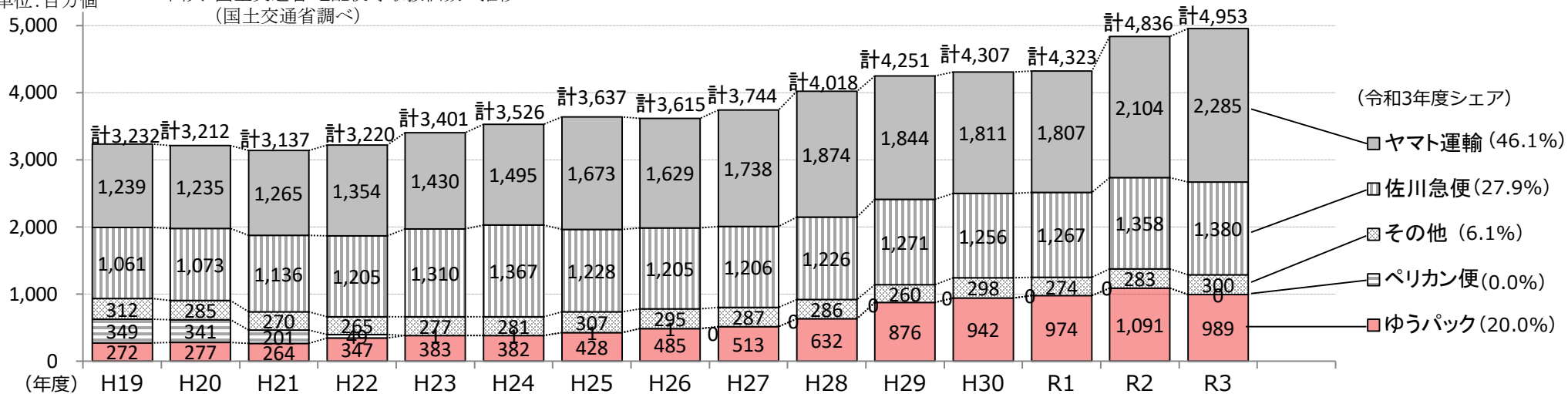
○ 引受郵便物等物数の推移

単位:百万通、個 **計 26,725** 出典:日本郵便(株)プレスリリース

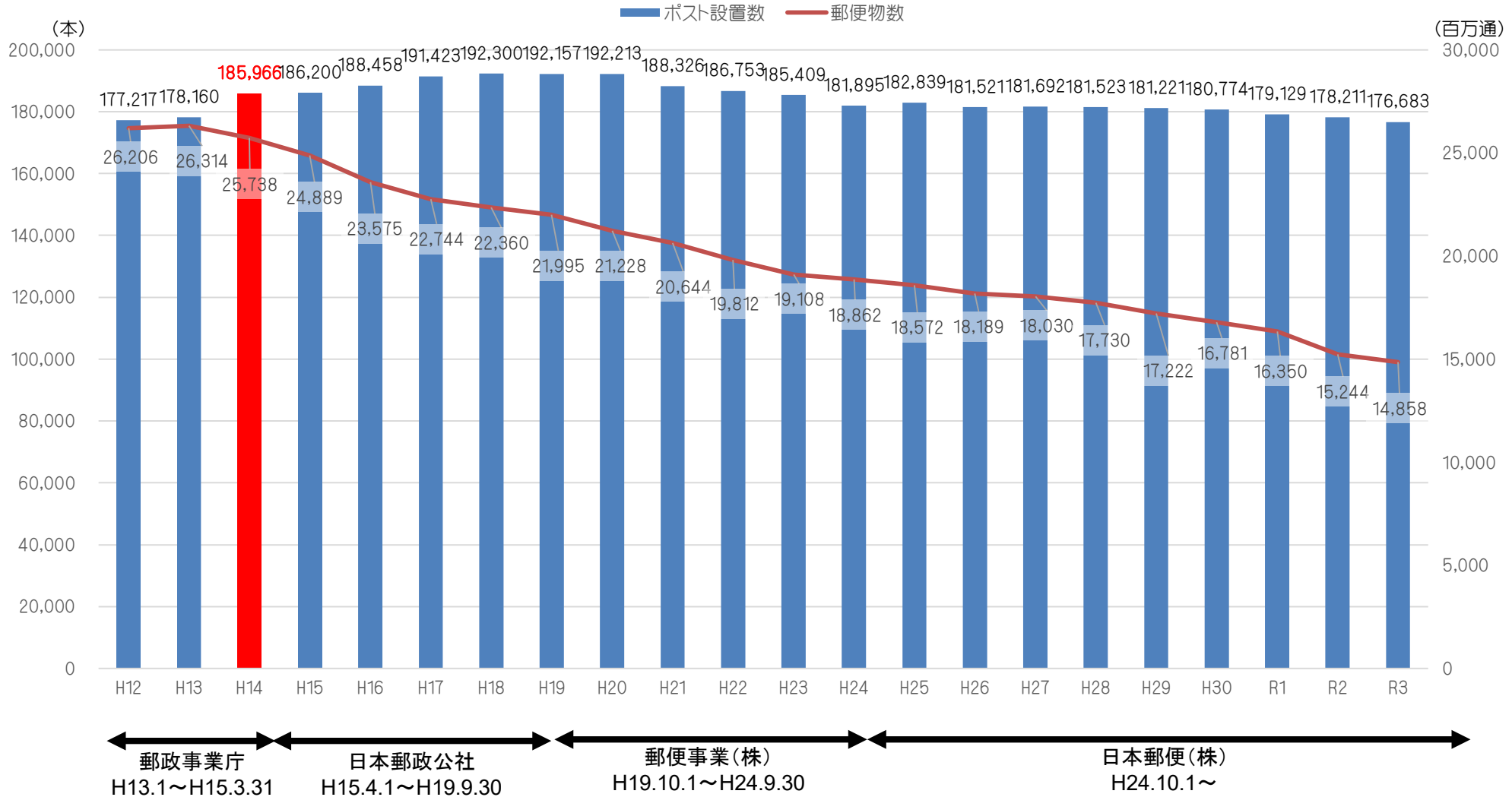


(参考) 宅配便市場における物数の推移

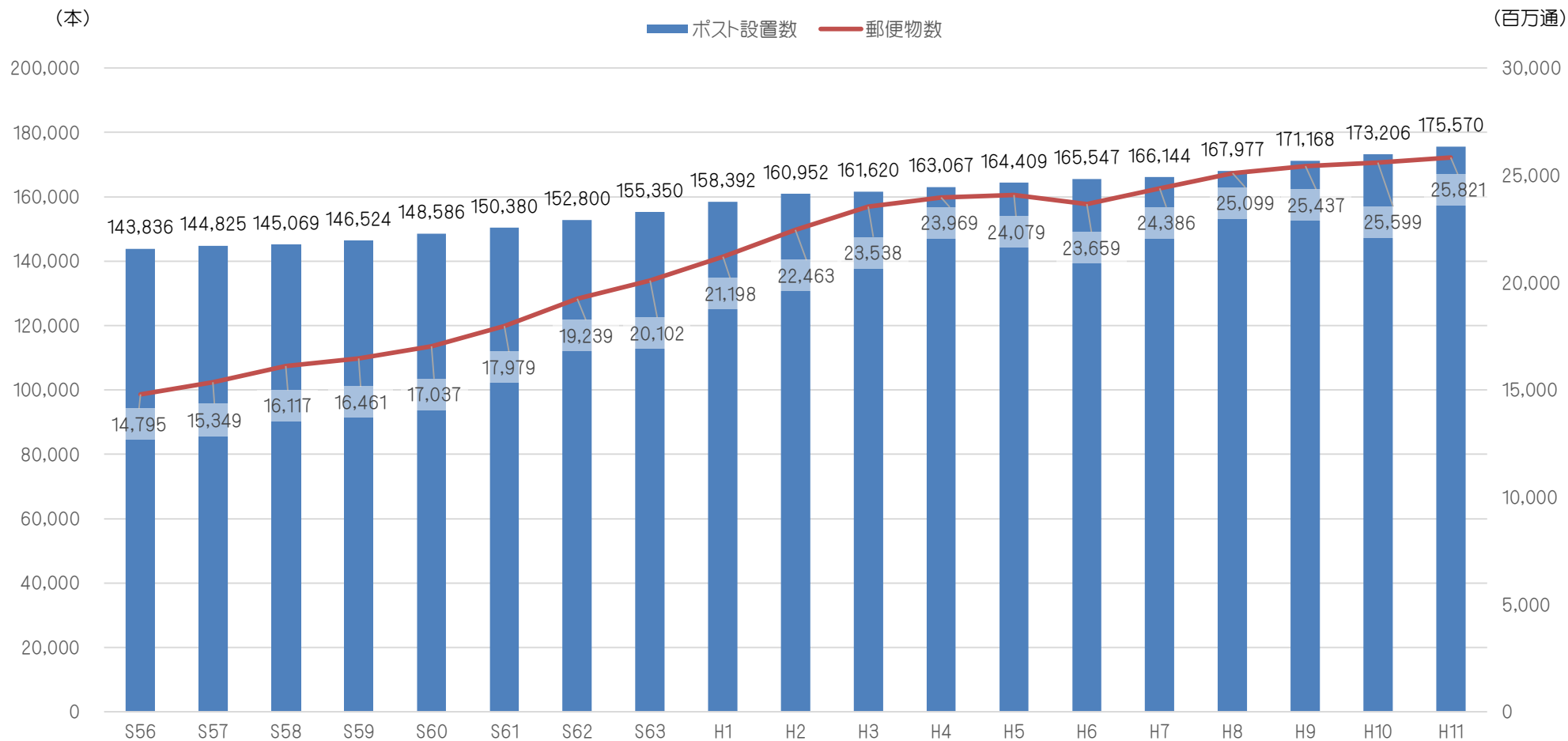
単位:百万個 出典:国土交通省 宅配便等取扱個数の推移 (国土交通省調べ)



郵便ポスト設置数の推移(年度末時点)



郵便ポスト設置数の推移(年度末時点)



○郵便法(昭和22年法律第165号)

(郵便業務管理規程)

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三～五 (略)

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三～六 (略)

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)

(郵便業務管理規程の認可基準)

第三十二条 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便差出箱の基準は、次のとおりとする。

一 構造が容易に壊れにくく、かつ、郵便物の取出口に施錠することができるものであること。

二 郵便物の差入口の構造が郵便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、構造が差し入れられた郵便物を安全に保護することができるものであること。

四 郵便差出箱の見やすい所に「郵便」の文字又は郵便差出箱であることを示す表示、郵便差出箱を利用することができる日及び時間(郵便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。)並びに郵便差出箱に差し入れられた郵便物の取集めを受け持つ会社の事業所名及び取集時刻の表示を付したものであること。

2 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便物の引受けの方法の基準は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数を維持することを旨とし、かつ、次に掲げる基準に適合するものとして郵便差出箱を設置することとする。

一 郵便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

二 主として、郵便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

3～8 (略)